

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



○ 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予され、受診した際に支払いを求められることはありません。

- [要件] ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者の詳細
はこちらのQRコード
でご確認下さい



※ 対象者は次の医療保険・介護保険に加入されている方です。

- ・ 熊本県内の全ての市町村の国民健康保険・介護保険
- ・ 熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診・介護サービスを利用できます。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。

○ さらに、熊本県内の全ての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全ての市町村の介護保険に加入している方などは、猶予された窓口負担は免除されます。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

○ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この窓口での取扱いは平成28年9月末までです。

※ 平成28年10月以降、猶予（免除）を受けるためには、①保険証と②猶予（免除）証明書を医療機関等の窓口で提示する必要があります。

猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点がありましたら、ご加入の各保険者にお問い合わせください。**